臺灣昌新民報 夕刊 七月三十一日

最高指揮官飯田中將 皇軍、西貢に上陸中

佛印增派 大本營陸軍部發表

【東京三十一日發同盟】大本營陸軍部發表（七月三十一日午前十一時）

一、佛印に增派せられたる我が陸軍部隊は去る二十九日佛印當局協力の下にサイゴン及び同地附近に上陸中なり

一、上陸地方面最高指揮官は陸軍中將飯田祥二郎なり（祥二郎は飯田中將）

飯田中將近影

米國武器貸與長官 突如モスクワ訪問

スターリン首相と要談

【モスクワ三十日發同盟】英米中のホプキンス米國武器貸與長官は三十日夜ロンドンからモスクワに飛來、直ちにスターリン、ソ連首相と會見した（ユニオン・プレス發）

【ニューヨーク三十日發同盟】ホプキンス米國武器貸與長官は「二週間に亙る英國滯在を終つて二十九日夜ロンドンを出發、三十日朝モスクワに飛來したが、同長官はホプキンス長官今

ホプキンス長官

決濟法成立せば 石油問題は解決

蘭印情報部長聲明發表

【スタヴァンゲル三十九日發同盟】蘭印の日本資産凍結に關聯し蘭印情報部長ウェルター氏は三十九日次の如き聲明を發表した、日蘭石油協定の第二次會議は日本の決濟法成立を待つて續行されることとなつたが、蘭印當局としては日本の決濟法成立せば石油問題は解決するものと信じてゐる

【ロンドン三十日發同盟】英國政府は日本の在英資産凍結令に關聯し、日本の在蘭印資産凍結に對抗する爲、日蘭石油協定の第二次會議が蘭印側の要求を容れて續行されるや否や、日本の決濟法成立を待つて、英國政府としても在英日本資産凍結令を解除する意向であると傳へられる

臨時奉公委員會を 來月二十九日開催

運營要領三項を發表

【東京三十一日發同盟】國民精神總動員中央聯盟は三十一日午前十時より第一回奉公委員會を開催、左の如き運營要領三項を決定した

一、國民精神總動員中央聯盟は國民精神總動員實施要綱に則り國民運動の中樞體として國民組織の指導、運營に當る

二、國民精神總動員中央聯盟は國民運動の實踐體として國民組織の指導、運營に當る

三、國民精神總動員中央聯盟は國民運動の實踐體として國民組織の指導、運營に當る

飯田中將西貢入港

佛印陸海軍歡迎の挨拶

【サイゴン三十一日發同盟】

泰、嚴正中立

外務次官記者團に言明

【バンコック三十一日發同盟】

石炭、食糧品の積込 蘭印、許可制を實施

軍令部公布 三國際友好關係を無視

【ダヴァンゲル三十一日發同盟】蘭印當局は三十日次の如き「蘭印經濟防衛令」を公布した

武寧北方に新作戰

炎熱の山地、敵軍殲滅へ

【ロンドン三十一日發同盟】

邦船の石炭積込

英本國、屬領諸港禁止

【ロンドン三十日發同盟】

産業別に統制會

生產、配給 政府計畫に參畫

重要產業團體に關する勅令案要綱

第一條 本令ニ依リ重要產業團體ヲ設立シ其ノ業務ヲ統制ス

第二條 重要產業團體ハ左ノ事項ヲ行フ

一、生產ニ關スル計畫ノ樹立

二、生產ノ指導及ニ助成

三、生產ニ關スル施設ノ改善

四、配給ニ關スル計畫ノ樹立

五、配給ノ統制

六、物價ノ統制

七、資材、資金、勞務ノ統制

八、技術ノ統制

九、前各號ニ掲グルモノノ外主務大臣ノ指定スル事項

第三條 重要產業團體ハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ前條ノ業務ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ報告ヲ求メ又ハ其ノ業務ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

第五條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第六條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第七條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第八條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第九條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第十條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第十二條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第十三條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十三條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十五條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十八條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十九條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十一條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十二條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十四條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十六條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十七條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十八條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十九條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第四十條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第四十一條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第四十二條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第四十三條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第四十四條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第四十五條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第四十六條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第四十七條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第四十八條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第四十九條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第五十條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第五十一條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第五十二條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第五十三條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第五十四條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第五十五條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第五十六條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第五十七條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第五十八條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第五十九條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第六十條 重要產業團體ハ其ノ業務ニ關シ必要アルトキハ其ノ構成員タル事業者ニ對シ其ノ業務ノ制限、停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

交部大臣官房に計畫室設置

【重慶三十一日發同盟】

人事

【東京三十一日發同盟】

警務部

【東京三十一日發同盟】

三國志（552）

吉川英治作 矢野橋村畫

二回水 虫田・虫水

ハリソン

暑さに負けるな

油壺の脂溶性ビタミン

脂溶性ビタミンは、空氣に觸れ易い粉末狀や固形狀にすると次第に單位が低下し易く消失し易い缺點がありますが——ハリソンは、この點 天然の「油壺のまゝ」のビタミンを、特許の方法で粉末に包み、外氣を完全に遮斷し保護したものです。

日本油壺會社

(三種郵便物認可)　第一万四千八百六十九號　臺灣日日新報　昭和十六年八月一日　(金曜日)　(二)　A

新高港に新高市

港灣都市として立派なる施設
來る九月工事起工式

大東亞共榮圏の建設に伴ひ重要なる地位にある我が臺灣に於ても南方圏に於ける基地としての飛躍的發展に即應し、且つ臺灣に於ける最大の港灣である高雄港の大擴張が計畫されてゐるが、今般は同港に次ぐ第二の港灣として新高港の大擴張が計畫され、その第一期工事は昭和十四年八月迄に竣工の豫定で、既に着工されてゐるが、これは周知の如く臺灣南部に於ける農産物の集散地として發展しつゝある高雄、打狗兩港の負擔を輕減すると共に、南方圏に於ける臺灣の地位に鑑み、新高港を臺灣南部の玄關港として、又南方圏への進出基地として、更に臺灣の國防的見地から重要視されてゐるもので、今回の起工式は、これら諸般の意義を含めて擧行されるものである。

新竹築港愈よ實現
近く本格的調査に掛る

新竹港は、既に大正十年頃から、臺灣の北部に於ける唯一の築港地として、又臺灣の玄關港として、更に臺灣の國防的見地から重要視されてゐるが、これは新竹港の背後地が、臺灣の穀倉地帶として、又臺灣の工業地帶

南方兵站基地

佛印 期待さる畜産業 牧地、飼料に惠まる

畜大 山根博士視察談

ばらない

陸軍大、陸軍二等獣医正山根信成氏は佛印畜産業調査のため、去る二日午後一時半、空路仏印へ出張した。同氏は佛印の畜産業に關して豫ねから研究してゐた權威者であるが、今回の出張は佛印の畜産業を視察し、その結果を陸軍當局に報告するのが目的である。山根氏は出發に當り次の如く語つた。

佛印は畜産業に適した土地が多く、牧地、飼料に惠まれてゐるので、將來は畜産業の有望な地域であると思ふ。私は佛印の畜産業を視察して、その結果を陸軍當局に報告するのが目的である。佛印は畜産業に適した土地が多く、牧地、飼料に惠まれてゐるので、將來は畜産業の有望な地域であると思ふ。私は佛印の畜産業を視察して、その結果を陸軍當局に報告するのが目的である。

佛印の畜産業は從來から相當發達してゐたやうだが、牛疫とマルダ病のために牛馬が斃死されてゐる。主に佛印の北部地方に發生するが、昨年は南部地方にも發生したので、佛印當局では防疫に非常に苦心してゐる。

佛印の牛はカンボヂヤと安南、南部が有名で、安南の飼育牛は生體二百三十貫位となつてゐる。關係者の話によると、佛印當局は最近數年間に亘り、牛疫豫防血清を製造し、一回の注射で一年間の免疫性を與へる事に成功したので、今後は牛疫の發生は殆んどなくなるであらう。

佛印の牛は一般に小型で、體重は四百貫位のものを最優秀とするが、大體三百貫位のものが多い

成層圏 (29)

廣津和郎作
大貫松三畫

謎の少女（四）

「何しろ好い部屋だから出来たんだ。僕はあるいは最後の逗留かもしれないな」

その翌朝で謎の三浦が去ってから、僕は一人の不安にたえなかった。——何か一人の不安にたえなかった。

「ええ、でもわたしどもは淋しくなりますわ。折に触れたらお手紙ぐらいはくださいましね。午後からなりともお出かけくださいましね。明日又来ますわ。午後からなりともお出かけくださいましね。

「そういって、あつさりその翌日を限り彼女は姿を見せなかつた。僕は一人淋しく彼女の人柄をしのびながら、後悔して行つた。謎を残して吉川夫妻が姿を消した。「小説のネタ」とかなんとか言つて、僕に謎を残して行つた。

「お留守は？」

「旅行はそれが最後となつたので、間もないよ。

「又明日来ますから」

というただけで、彼女は階段を降りてしまつた。

「わたしは僕に一体から隠さないようにと言つたのだが、どうしてそうには言えないというしまうからもないかと思われる。だつて、そうまでされた謎が残つてるんですもの」

と吉川夫妻はならしい謎を下した。翌朝六時には私のアンビースだつたのだ。今日限りの別れのスープを飲んだからである。

「おい、それを言つてくれるな」

吉川氏は言つた。三浦の出発の朝、僕は言つた。

「昨日の話だが、僕の胸と腹部の小腸かに感じてるんだが、どうしてそれを相談ちやんとしてくれないんだ」

「うん、僕も今日へつくるまでは、ウンビースから聞いてからなんだが、今日はまさか聞くまいと思つたら、一昨日会つた時には、アンビースにしてはいくらもしゃべらなかつたんだ。今日はまさか聞くまいと思つたら、一昨日会つた時には、アンビースにしてはいくらもしゃべらなかつたんだ。今日はまさか聞くまいと思つたら、一昨日会つた時には、アンビースにしてはいくらもしゃべらなかつたんだ。

「ウンビースから聞いてからなんだが、今日はまさか聞くまいと思つたら、一昨日会つた時には、アンビースにしてはいくらもしゃべらなかつたんだ。

「うん、僕も今日へつくるまでは、ウンビースから聞いてからなんだが、今日はまさか聞くまいと思つたら、一昨日会つた時には、アンビースにしてはいくらもしゃべらなかつたんだ。

「

臺灣日日新報　第一萬四千八百六十九號　昭和十六年八月一日（金曜日）　（昭和廿一年五月九日第三種郵便物認可）　（一）

臺灣新報

日刊夕共　頁八

作業日　休刊

電話　社會　編輯　庶務　會計

定價　一箇月　三圓五〇錢　三箇月　十圓五〇錢　半年　廿圓

廣告料　一行　一回　五十錢　一箇月　四圓五〇錢　三箇月　十二圓五〇錢　半年　廿四圓

社會　一箇月　三圓五〇錢　三箇月　十圓五〇錢　半年　廿圓

金融　一箇月　二圓五〇錢　三箇月　七圓五〇錢　半年　十四圓

臺北市表町二丁目一番地　臺灣日日新報社

中央協力會議の議題處理項目決定

翼贊會近く政府へ上通

第二回運營委員會

【東京發同盟】中央協力會議の運營委員會は三十一日午前九時半から大政翼贊會本部に於て會長近衛公、副會長有馬頼寧、同後藤隆之助兩氏、總務長官星野直樹氏、總務局長岸信介氏、參與安藤紀三郎、赤松常子兩氏出席、總務會の議題處理方針に基き次の如く議題を決定、近く政府へ上通する

第一部（國體觀念、翼贊運動與亞細民運動）

一、國體觀念の强調　肇國の大道、國民の宗教的信念の昂揚、國體觀念の普及徹底

二、國民精神の昂揚　時局の認識の徹知、官民機構の强化に依る翼贊指導の確立、官僚の解放とデマの絶滅、三國同盟の强調

三、大政翼贊運動の强化　政府、翼贊、翼壯の三位一體化、翼贊會の法制化

四、國民運動の統一　三國同盟は大東亞新秩序國の基礎たることの强調、國民組織の根本的性格、有終の大義の大道に依る官僚の革新刷新、官僚の養成强化、官僚の指導原理、翼贊國策の立案調整の機構の確立、翼壯國民運動に關する翼贊機構の確立、翼壯國民運動の强化、部落會町內會の整備、强化、翼贊會の法制化

五、國民組織の强化　部落會町內會の下部組織の强化、官僚指導の部落會町內會への浸透、官吏の指導者の養成、官吏に對する政治運動の防止

六、青壯年運動の强化

七、各種團體の整理統合

第二部（國民組織）

一、下部組織の强化確立　部落會町內會の下部組織への浸透、官吏の指導者の養成、官吏に對する政治運動の防止

二、各種團體の整理統合

第三部（行政機構）

一、官吏新體制の確立　參與官設置、各省の機構再編に依る組織の簡素化、官吏取扱の簡素化、選擧制、俸給制に依る官吏の革新刷新、官吏の養成强化、官吏の指導原理、翼贊國策の立案調整の機構の强化、翼壯國民運動に關する翼贊機構の强化、翼壯國民運動の强化、部落會町內會の整備、强化、翼贊會の法制化

二、官吏新體制の確立　參與官設置、各省の機構再編に依る組織の簡素化、官吏取扱の簡素化、選擧制、俸給制に依る官吏の革新刷新、官吏の養成强化、官吏の指導原理、翼贊國策の立案調整の機構の强化、翼壯國民運動に關する翼贊機構の强化、翼壯國民運動の强化、部落會町內會の整備、强化、翼贊會の法制化

三、大政翼贊運動の强化　政府、翼贊、翼壯の三位一體化、翼贊會の法制化

四、國民組織の確立　部落會町內會の下部組織への浸透、官吏の指導者の養成、官吏に對する政治運動の防止

第四部（經濟）

一、國策樹立の一元化　東亞圈內の自主性確立、經濟戰爭の勝利

二、生產力擴充　能率增進、官民協力の强化、勞務の適正配置、勞務の移動防止、多能工養成の組織

三、國土計畫　國防、保健、生產擴充、物資動員計畫、勞務者住宅の增加方針、勞務者住宅の改善

四、動員計畫　動員計畫の立案に關する政府の命令權の一元化、計畫的動員形成の再吟味

五、中小商工業對策　中小商工業整理統合の具體方針の確立

六、農業對策　農產物の增產、農業勞務

第五部（食糧）

一、米穀對策　米穀の增產、配給の合理化、消費節約

二、農業勞務力の確保　農業勞務

第六部（教育文化）

一、文化一般對策　國民文化の昂揚

第七部（國民生活）

一、生活新體制の確立　國民生活の安定、勤勞者の福利增進、家族生活の指導

二、勤勞体制の確立　勤勞運動の推進、勞力の適正配置、勞力の合理化、勤勞意欲の昂揚

三、國民組織の中央連絡　翼贊會、翼壯團、翼政會、大政翼贊會東京都協力會議、大政翼贊會東京都協力會議、大政翼贊會東京都協力會議

四、保健國民體力の增强　保健施設の擴充、體力管理の强化、體育運動の振興、國民體力の向上

五、生活新體制の確立　國民生活の安定、勤勞者の福利增進、家族生活の指導

六、防空生活の確立

我海鷲精銳○○機

西貢飛行場に着陸

空から南佛印一番乘り

【西貢卅一日發同盟】南支那海の空を越えて佛印に進駐した我海軍航空部隊の一部は三十一日午前十一時半西貢飛行場に着陸、フランス人、安南人官民多數の歡呼の聲に迎へられた

米の援蔣飛行機

百機蘭貢へ

緬甸ルート防衛に當る

【重慶卅一日發同盟】英國は米國より援蔣用として購入した飛行機百機を緬甸ルートにより蘭貢に送り、後任責紹雄、日發同盟】重慶筋に入つた情報によれば英國よりラングーンに着陸した飛行機は米國より援蔣用として購入した百機であり、これらの飛行機は既に組立を終つてゐるものと見られ

社説

本島民需の増大傾向と對策
消費規正を通じて錬成指導せよ

一

昭和十五年度物動計畫は從來と異つた意味を含むものであるが物資に對する全般的な強調、官民、生産力擴充關係に主力が置かれ一般民需が極度の抑制をうけるが如き點は從來のことであつて、かくの如き物動計畫が必要とされたのは國防國家の物的基礎力たらん爲めであるとこに起因するのである。然し物動計畫は國防國家を目的とする經濟機構に參與せしめねばならぬことは勿論、從つてその運營に當つては一般民需の壓縮は之れを無視しない。かくてこそ國民生活の安定は期し得られるのである。

二

物資は先づ之を國防生産方面のために向けねばならないといふこの要請は當然過ぎる程當然であり、從かも緊急を最大限度に發揮せしめるのである。凡ゆる國防資材は國防第一主義に動員をされねばならない。即ち國防第一、產業擴充第二、民需第三の順位は當然であり、それが現在の物動計畫の根本精神である。

三

即ち官民共に國防第一主義を體得して本島人の生活設計に大改革を加へねばならない。

本島人の民需設備に關しては從來も重要産業統制の實施に伴ひ或程度に制限を加へたが、先づ第一回の昭和十二年度物動計畫を契機として、從來の生活樣式を根本的に改めねばならない。

即ち官民共に國防第一主義を體得して本島人の生活設計に大改革を加へねばならないものがあつたが、ここに注目すべきは一面之を强制整理、改善をすると共に他面生活の向上を圖ることである。從つて新たな生活樣式の創造を要するが、それは從來の生活樣式を根本的に改めねばならない點も相當あるが、その具體的としては健康增進、衛生、保健、體位、石鹼、歯磨、化粧品、金屬、ガラス、陶磁器、ゴム、皮革、被服、雜貨、文具、印刷、出版、娯樂、交通、通信、電氣、ガス、水道、醫療、保健、住宅、家具、什器、食料品、飲料、調味料、燃料、肥料、農具、農業、畜産、水産、林業、土木、建築、鑛業、冶金、化學工業、機械、器具、車輛、船舶、航空機、電氣機械、器具、土石、窯業、製紙

生活正義へ新發足

歡喜力行の興亞奉公日

勞務供出、債務償還の實現、出征軍人遺家族の慰問、貯蓄の奬勵、かけ聲の四段の實踐目標を掲げ、擧島の大臣官僚民は総蹶起のべからず此から四に一齊に立つて生活の合理化を期し、より有意義な生活を建設しやうと昨年七月七日の國民精神總動員實施一週年を期して擧島一齊に實施されることになつた興亞奉公日は一日午前七時

名地総合版

"名譽の遺家族"に針仕事を無料奉仕

高雄淑徳高女生の美擧

【高雄特電】高雄市内の戰死者遺家族に對し高雄淑徳高女生が無料奉仕で針仕事をすることになり、一日から實施することゝなつた、同校では學校を擧げて出征軍人遺家族に對する感謝の意を表すべく、校内に奉仕部を設け、部員は全校生徒の中から志願者を募つたところ、全生徒の約半數に當る四百名の多數に上つたので、部員は一年生から三年生までの中から百名を選び、一日から實施することゝなつたが、部員は一日から三日まで交代で奉仕することゝなつてゐる、奉仕の内容は洗濯、繕ひ物、編物、裁縫等で、一日の奉仕時間は午前八時から午後四時までとなつてゐる

學苑に咲いた美談

勇士の妻に寄せる慈愛

【高雄特電】病床の勇士の妻を慰める感激美談が高雄市鳳町古村國民學校に咲いた話――高雄市鳳町古村國民學校訓導岩佐ミヨ子さんは本年四月高雄市内の某家に嫁いだが、結婚後間もなく夫が應召入營したので、岩佐さんは夫の留守中、姑と二人で暮らしてゐたが、去る六月中旬夫が病氣のため歸還したので、岩佐さんは夫の看護に當つてゐたが、夫の病氣は容易に快方に向はず、岩佐さんは夫の病氣を氣にかけながらも、學校の仕事を休むわけにもゆかず、學校と病院とを往復してゐたが、岩佐さんの夫に對する眞心こめた看護振りは病院内の人々の感激の的となつてゐたが、七月十七日夫の病氣は遂に重體に陷つたので、岩佐さんは學校を休んで夫の看護に當つてゐたが、七月二十七日夫は遂に歸らぬ人となつたので、岩佐さんは學校を休んで夫の看護に當つてゐたが、七月二十七日夫は遂に歸らぬ人となつたので、その葬儀は學校葬として、七月二十九日午後一時から高雄市鳳町古村國民學校で校葬を行ふことゝなつたが、岩佐さんは夫の生前の病床日誌を整理して、夫の病氣中の岩佐さんの夫に對する眞心こめた看護振りを知つて、岩佐さんの夫に對する慈愛に感激の涙を流してゐる

新聞寫眞募集

臺灣日日新報社では、本紙の寫眞欄充實のため、廣く讀者諸君の寫眞を募集することゝなりました、つきましては左記要領により奮つて御應募下さいますやう御願ひします

▽寫眞は社會的價値あるもの、又は興味あるもの

▽寫眞の裏面に住所、氏名、年齢、職業、寫眞の説明を明記すること

▽寫眞は本社「寫眞募集」係宛郵送すること

▽寫眞の採否は本社に一任すること

▽寫眞は返却しないこと

▽入選寫眞には相當の謝禮を呈すること

改正貨金統制令の趣旨徹底講習會

臺中市では改正貨金統制令の實施に當り、市内各種會社、銀行、商店等の經理事務關係者を集めて、二十九日午後一時から市役所樓上に於て講習會を開催することゝなつたが、講師は臺中稅務出張所長が當ることゝなつてゐる、尚講習會の參加者は百五十人以上の豫定で、講習會は約二時間位で終了する豫定である

不急農作物に植付禁止の"斷"

食糧確保に邁進

【臺中特電】臺中州では農地の高度利用に基き、農作物の作付統制を實施するに當り、不急作物の植付を禁止し、飛躍的に食糧の增産を圖ることゝなつたが、これが實施に當つては、從來の慣習を急激に變更することは困難であるので、先づ第一年目は、不急作物の作付を制限するに止め、第二年目以降に於て、漸次これが禁止を斷行すること